

別表5 業種別技術職員コード表 (1 / 3)

「5」は5点(1級国家資格者相当の技術者かつ監理技術者証を保有し監理技術者講習受講修了証を保有している場合は6点)、「2」は2点、「1」・「1」・「1」は1点

別表5 業種別技術職員コード表 (2 / 3)

「5」は5点(1級国家資格者相当の技術者かつ監理技術者証を保有し監理技術者講習受講修了証を保有している場合は6点)、「2」は2点、「1」「1」「1」は1点

コード	資格区分	建設業の種類																																			
		土	pc	建	大	左	と	法	石	屋	電	音	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	圓	井	具	水	消	清	解				
171	建築大工(1級)							2																													
271	建築大工(2級)							1																													
164	型枠施工(1級)							2	2	2																											
264	型枠施工(2級)							1	1	1																											
172	左官(1級)							2																													
272	左官(2級)							1																													
157	とび・とび工(1級)								2	2																							2				
257	とび・とび工(2級)								1	1																							1				
173	コンクリート圧送施工(1級)								2	2																											
273	コンクリート圧送施工(2級)									1	1																										
166	ウェルポイント施工(1級)								2	2																											
266	ウェルポイント施工(2級)									1	1																										
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)																	2																			
274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級)																	1																			
175	給排水衛生設備配管(1級)																	2																			
275	給排水衛生設備配管(2級)																	1																			
176	配管(注9)・配管工(1級)																	2																			
276	配管(注9)・配管工(2級)																	1																			
170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)																2	2				2															
270	建築板金「ダクト板金作業」(2級)																1	1				1															
177	タイル張り・タイル張り工(1級)																	2																			
277	タイル張り・タイル張り工(2級)																	1																			
178	築炉・築炉工・れんが積み(1級)																	2																			
278	築炉・築炉工・れんが積み(2級)																	1																			
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)																2	2																			
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)																1	1																			
180	石工・石材施工・石積み(1級)																2																				
280	石工・石材施工・石積み(2級)																1																				
181	鉄工(注10)・ <small>せいいかん</small> 製罐(1級)																	2	2																		
281	鉄工(注10)・ <small>せいいかん</small> 製罐(2級)																	1	1																		
182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)(注11)																		2																		
282	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)(注11)																		1																		
183	工場板金(1級)																			2																	
283	工場板金(2級)																			1																	
184	板金・建築板金・板金工(1級)(注12)																	2																			
284	板金・建築板金・板金工(2級)(注12)																	1																			
185	板金・板金工・打出し板金(1級)																				2																
285	板金・板金工・打出し板金(2級)																			1																	
186	かわらぶき・スレート施工(1級)																	2																			
286	かわらぶき・スレート施工(2級)																	1																			
187	ガラス施工(1級)																			2																	
287	ガラス施工(2級)																			1																	
188	塗装(注13)・木工塗装・木工塗装工(1級)																																				
288	塗装(注13)・木工塗装・木工塗装工(2級)																																				
189	建築塗装・建築塗装工(1級)																																				
289	建築塗装・建築塗装工(2級)																																				

等級区分が「2級」の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は、合格後1年以上の実務経験で足りる。

別表5 業種別技術職員コード表(3/3)

「5」は5点(1級国家資格者相当の技術者かつ監理技術者証を保有し監理技術者講習受講修了証を保有している場合は6点)、「2」は2点、「1」、「1」、「1」は1点

コード	資格区分	建設業の種類																																		
		土	pc	建	大	左	と	法	石	屋	電	音	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	組	通	画	井	具	水	消	清	解			
職業能力開発促進法	190 金属塗装・金属塗装工(1級)																			2																
	290 金属塗装・金属塗装工(2級)																			1																
	191 噴霧塗装(1級)																			2																
	291 噴霧塗装(2級)																			1																
	167 路面標示施工																			2																
	192 疊製作・疊工(1級)																			2																
	292 疊製作・疊工(2級)																			1																
	193 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表工具(1級)																			2																
	293 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表工具(2級)																			1																
	194 熱絶縁施工(1級)																			2																
	294 熱絶縁施工(2級)																			1																
	195 建具製作・建具工・木工(注14)・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																			2																
	295 建具製作・建具工・木工(注14)・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)																			1																
	196 造園(1級)																			2																
	296 造園(2級)																			1																
	197 防水施工(1級)																			2																
	297 防水施工(2級)																			1																
	198 さく井(1級)																			2																
	298 さく井(2級)																			1																
建設キャリアアップシステム	061 地すべり防止工事【1年】																			1																
	040 基礎ぐい工事																																			
	062 建築設備土【1年】																																			
	063 計装【1年】																																			
	060 解体工事																																			
	064 基幹技能者																			登録基幹技能者講習修了証の種数に応じて3点																
その他	703 レベル3技能者																			認定能力評価基準に応じて2点(別表6参照)																
	704 レベル4技能者																			認定能力評価基準に応じて3点(別表6参照)																
その他	099 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コードに該当するものを除く)及び第3号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

備考

・資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

- (注1) 令和2年度以前の建設機械施工に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、建設機械施工管理に係る1級又は2級の第二次検定に合格した者とみなします。
- (注2) 平成27年度までに実施された技術検定に合格した者にあっては、解体工事に關し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの(以下「登録解体工事講習」という。)又は当該技術検定に合格した後解体工事に關し1年以上の実務経験を有するものに限り解体工事業の技術者とみなします。
- (注3) 登録解体工事講習を修了したもの又は当該第二次試験に合格した後解体工事に關し1年以上実務の経験を有するものに限り解体工事業の技術者とみなします。
- (注4) 農業農村工学・技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「農業土木」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「農業農村工学」とするものに合格した者とみなします。
- (注5) 熱・動力エネルギー機器:平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「熱工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「熱・動力エネルギー機器」とするものに合格した者とみなします。
- (注6) 流体機器:平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「流体工学」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「流体機器」とするものに合格した者とみなします。
- (注7) 林業・林産:平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「林業」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「林業・林産」とするものに合格した者とみなします。
- (注8) 廃棄物・資源循環:平成29年改正省令による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「廃棄物管理」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに合格した者とみなします。
- (注9) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程を修了し、又は総務大臣から同等以上の認定を受けた者で、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に關し3年以上の実務の経験を有する者とします。
- (注10) 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注11) 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注12) 板金:板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注13) 塗装:昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

別表6 認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業の一覧表

認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類	認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信	サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物	エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
造園技能者能力評価基準	造園	建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工	外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
防水施工技能者能力評価基準	防水	ダクト技能者能力評価基準	管
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木	保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
建設塗装技能者能力評価基準	塗装	グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
左官技能者能力評価基準	左官	冷凍空調技能者能力評価基準	管
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木	運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木	基礎工技能者能力評価基準	とび・土工
P C 技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木	タイル・れんが・ブロック張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋	標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
圧接技能者能力評価基準	鉄筋	消防施設技能者能力評価基準	消防施設
型枠技能者能力評価基準	大工	建築大工技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管	硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
とび技能者能力評価基準	とび・土工	A L C 技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工	土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上		